

SATO社会保険労務士法人 主催セミナー

2022年から変わるパートタイマーの社会保険加入要件
～改正内容と必要な準備～

現在、大企業（501名以上）のみが対象の短時間労働者の社会保険加入の義務化が、2022年から順次、中小企業に対しても適用されます。
本セミナーでは、年金制度改正法による企業の保険料負担額の変化など、中小企業にとって気になる社会保険適用拡大について解説します。法改正の内容や、会社側やパートタイマー側に与える影響、さらに適用スタートに向けて必要な準備について確認しましょう。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

講師紹介



SATO社会保険労務士法人 大阪オフィス
営業チームリーダー 児玉 知也

大阪府河内長野市出身
2014年にSATO-GROUP入社、社会・労働保険をはじめ、労務管理に関するコンサルタントとして精力的に活動。

開催日時：2022年1月27日（木） 11：00～12：00

開催会場：オンライン（Zoom）

お申込みの方には、後日メールにてセミナー専用URL及びレジユメなどの詳細をご案内いたします。
お申し込みはメール（企業名・参加者名・電話番号・参加者メールアドレスを記載ください）、または下記欄ご記入後、FAXにてお送りいただけますようお願いいたします。

メールアドレス：sato-osaka-sales@sato-group.com

FAX：06-6838-7189

担当／ SATO社会保険労務士法人 林（はやし）・米崎（よねざき）（TEL06-6838-7188）

企業名	
参加者名	
電話番号	
メールアドレス	

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの運営、または今後当所からの各種セミナー及びサービスのご案内のみに利用させていただきます。尚、今後お知らせを希望しない方は、その旨ご連絡下さい。